

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年3月14日

**【発行者名】** 日本ビルファンド投資法人

**【代表者の役職氏名】** 執行役員 西川 勉

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

**【事務連絡者氏名】** 日本ビルファンドマネジメント株式会社  
取締役運営本部長 三竿 公彦

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

**【電話番号】** 03 (6259) 8681

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

平成25年3月14日開催の本投資法人投資主総会において、本投資法人の「規約」及び「資産運用の対象及び方針」等の変更が承認されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2 【報告内容】

### (1) 変更の内容についての概要

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>第6条（発行可能投資口総口数）</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. (省略)</p> <p>第14条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針 (省略)</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、以下の場合、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。但し、<u>社団法人投資信託協会</u>の規則等において定める額を限度とする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>3. 分配金の分配方法 (省略)</p> <p>4. 分配金の除斥期間等 (省略)</p> <p>資産運用の対象及び方針 日本ビルファンド投資法人（以下「本投資法人」という。）規約第10条に基づき別に定める資産運用の対象及び方針（以下「本運用方針」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>I. 資産運用の基本方針 (省略)</p> <p>II. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等 (省略)</p> <p>III. 投資制限 (省略)</p> <p>IV. 組入資産の貸付けの目的及び範囲 (省略)</p> <p>V. 法令・規則等の遵守 本投資法人の運用資産は、本運用方針の定めのほか、<u>投信法</u>並びに<u>関係法令</u>及び<u>社団法人投資信託協会</u>に定める規則等（改正を含む。）を遵守し運用するものとする。</p>	<p>第6条（発行可能投資口総口数）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第14条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針 (現行どおり)</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、以下の場合、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。但し、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の規則等において定める額を限度とする。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>3. 分配金の分配方法 (現行どおり)</p> <p>4. 分配金の除斥期間等 (現行どおり)</p> <p>資産運用の対象及び方針 日本ビルファンド投資法人（以下「本投資法人」という。）規約第10条に基づき別に定める資産運用の対象及び方針（以下「本運用方針」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>I. 資産運用の基本方針 (現行どおり)</p> <p>II. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等 (現行どおり)</p> <p>III. 投資制限 (現行どおり)</p> <p>IV. 組入資産の貸付けの目的及び範囲 (現行どおり)</p> <p>V. 法令・規則等の遵守 本投資法人の運用資産は、本運用方針の定めのほか、<u>投信法</u>並びに<u>関係法令</u>及び<u>一般社団法人投資信託協会</u>に定める規則等（改正を含む。）を遵守し運用するものとする。</p>

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">資産評価の方法及び基準</p> <p>日本ビルファンド投資法人（以下「本投資法人」という。）規約（以下「本規約」という。）第12条第1項に基づき別に定める資産評価の方法及び基準（以下「本評価基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>I. 資産評価の原則 （省略）</p> <p>II. 基準日 （省略）</p> <p>III. 資産評価の方法及び基準 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(7) （省略）</p> <p>(8) デリバティブ取引に係る権利</p> <p>① （省略）</p> <p>② 取引所の相場がないデリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額をもって評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額をもって評価する。 （省略）</p> <p>(9) 上記に定めがない場合については、<u>社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準と慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>IV. その他 （省略）</p> <p>制定：平成13年3月14日 改正：平成13年6月12日 改正：平成13年8月29日 改正：平成15年3月14日 改正：平成17年3月10日 改正：平成19年3月8日 改正：平成21年3月12日 改正：平成23年3月10日</p>	<p style="text-align: center;">資産評価の方法及び基準</p> <p>日本ビルファンド投資法人（以下「本投資法人」という。）規約（以下「本規約」という。）第12条第1項に基づき別に定める資産評価の方法及び基準（以下「本評価基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>I. 資産評価の原則 （現行どおり）</p> <p>II. 基準日 （現行どおり）</p> <p>III. 資産評価の方法及び基準 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(7)（現行どおり）</p> <p>(8) デリバティブ取引に係る権利</p> <p>① （現行どおり）</p> <p>② <u>金融商品</u>取引所の相場がないデリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額をもって評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額をもって評価する。 （現行どおり）</p> <p>(9) 上記に定めがない場合については、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準と慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>IV. その他 （現行どおり）</p> <p>制定：平成13年3月14日 改正：平成13年6月12日 改正：平成13年8月29日 改正：平成15年3月14日 改正：平成17年3月10日 改正：平成19年3月8日 改正：平成21年3月12日 改正：平成23年3月10日 <u>改正：平成25年3月14日</u></p>

(2) 変更の年月日  
平成25年3月14日